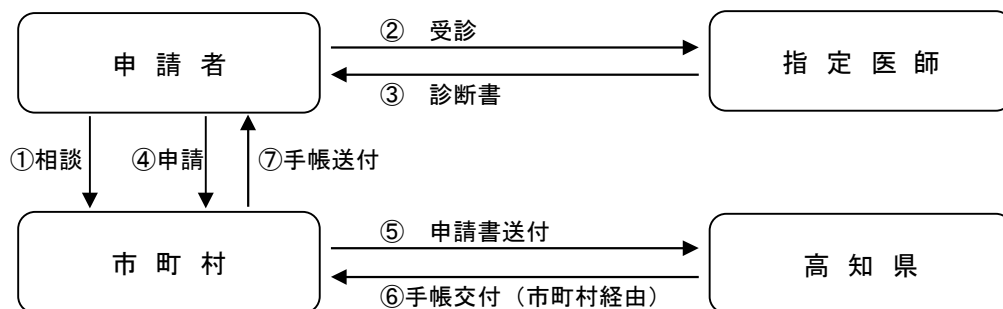


5 手帳について

(1) 身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、身体に一定の障害がある人が、各種の福祉サービスを受けるため必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。
対 象 者	身体に永続的な一定の障害があり、その障害程度が身体障害者等級表（125～126ページ）に該当する人。
申 請 手 続 き	お住まいの市町村の福祉担当窓口にご相談の上で、申請に必要な書類をお受け取りください。 【必要書類】申請書、診断書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類 ※申請の流れは下図参照
等 級 変 更 障 害 の 追 加	障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、市町村の福祉担当窓口で手帳申請の手続きをしてください。 【必要書類】申請書、診断書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類
紛 失 ・ 破 損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口申請をしてください。【必要書類】申請書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類
居 住 地 ・ 氏 名 変 更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口で行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったとき、身体状況が好転し身体障害者手帳の交付対象でなくなった場合は、必ず手帳を市町村の福祉担当窓口に戻してください。

※手帳交付の流れ（高知市にお住まいの方の場合は、高知市が直接手帳を交付します。）

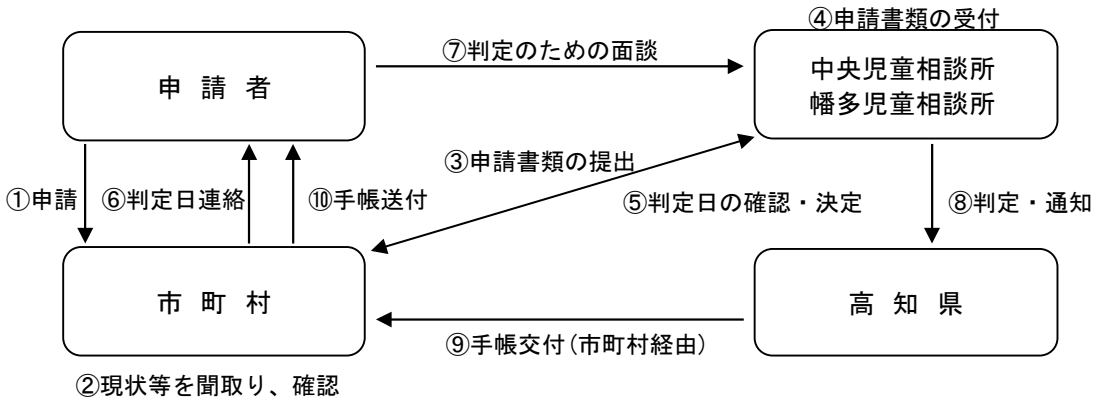


(2) 療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。
対 象 者	療育手帳は、児童相談所（または、知的障害者更生相談所）において、知的障害者であると判定された方に対して交付されます。
申 請 手 続 き	手帳の取得を希望される方は、市町村の福祉担当窓口にご相談ください。 【必要書類】申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ※申請の流れは次ページ参照
確 認 判 定	療育手帳では、障害程度の確認のために、確認判定の年月を定めています。手帳に記載していますので確認してください。確認判定の時期は、年齢により、19歳未満の方は、原則として2年～4年の期間、19歳以上の方は、原則不要となっています。再認定の手続きについては、市町村の窓口で行っています。【必要書類】申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
紛 失 ・ 破 損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口申請をしてください。【必要書類】申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
居 住 地 ・ 氏 名 変 更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口で行ってください。また、保護者の方が変わられたときや、保護者の方の住所が変わったときも、手続きを行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときなどは、旧の手帳を必ず市町村の福祉担当窓口に戻してください。

5 手帳について

※手帳交付の流れ

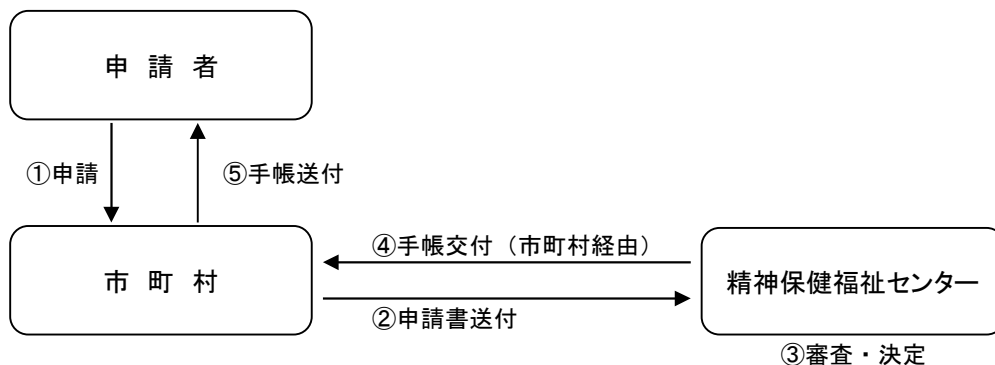


(3) 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。手帳は、障害の程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されています。
対 象 者	精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方（知的障害を除く）
申 請 手 続 き	手帳の取得を希望される方は、市町村の精神保健福祉担当窓口にご相談ください。 【必要書類】申請書、診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類 ※申請の流れは下図参照
更 新 手 続 き	手帳の有効期限は2年間です。更新の申請は、有効期限の3か月前から1か月前までの間に行ってください。申請の窓口・必要な書類は、初めて申請されたときと同じです。
紛 失 ・ 破 損	再交付ができますので、市町村の精神保健福祉担当窓口申請してください。 【必要書類】障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書
居 住 地 ・ 氏 名 変 更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の精神保健福祉担当窓口で行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときは、旧の手帳を必ず市町村の精神保健福祉担当窓口に戻してください。

高次脳機能障害・発達障害の方は、精神障害者保健福祉手帳の交付の対象となります。

※手帳交付の流れ



(4) 障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について

平成27年4月から県が交付する障害者手帳（身体・療育・精神）のカバーの色を水色に統一し、サイズも同じ大きさ（縦11cm、横8cm）にしました。また、高知市で交付されている身体障害者手帳も同様に切り替えることができます。